

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月1日
【会社名】	株式会社アコードィア・ゴルフ
【英訳名】	Accordia Golf Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田 代 祐 子
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目12番4号
【電話番号】	03-6688-1500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 鈴 木 隆 文
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー
【電話番号】	03-6688-1506（部門代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 鈴 木 隆 文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成29年2月28日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年2月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

併合の割合

当社普通株式について、35,252,217株を1株に併合いたします。

効力発生日

平成29年3月28日

効力発生日における発行可能株式総数

8株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、第1号議案のとおり、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点をより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び第7条（単元未満株式についての権利）並びに第8条（単元未満株式の買増し）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成29年3月28日に効力が発生するものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	640,668	3,893	1	(注)	可決 99.30
第2号議案 定款一部変更の件	640,666	3,902	1	(注)	可決 99.30

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。